

足立区テニス協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、足立区テニス協会（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 事務所は、会長宅とする。

(目 的)

第3条 本会は、テニスを通して区民の健康増進と親睦及び技術の向上を達成することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第4条 本会は、第3条の目的に賛同する足立区内に結成されたテニス団体をもって組織する。

第5条 本会の事業の円滑な運営を図るため、次の専門部をおく。専門部は常任理事・理事をもって構成する。

1.事務局 2.指導部 3.競技部 4.審判部 5.事業部 6.専門委員

第6条 本会は、足立区内テニス団体の統合団体の資格において（公財）足立区体育協会（以下「体協」）に加盟し、その構成団体となる。

第3章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会の実施及び協力
- (2) テニスの技術の向上と後進の育成指導
- (3) 区、体協事業への参加及び協力
- (4) その他、目的達成のために必要と認めた事業

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く

- | | | |
|-----|-------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |
| (3) | 理 事 長 | 1名 |
| (4) | 副 理事長 | 若干名 |
| (5) | 会 計 | 2 名 |
| (6) | 会計 監査 | 2 名 |
| (7) | 監 事 | 1 名 |

(7) 常任 理事 第10条(2)に記す。

(8) 理 事 第10条(3)に記す。

2 会長、副会長、理事長を三役と称する。

(職 務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に不測の事態がある時は、会長
代行者を互選にて選出し、その職務を代理する。
- (3) 理事長は会長の意を承け会務を代行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に不測の事態がある時は、
理事長代行者を互選にて選出し、その職務を代理する。
- (5) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。
- (6) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議し、所属団体に報告
する。
- (7) 理事は、会の運営に関する事項を協議する。

(選 出)

第10条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は、三役が話し合いの上選任し、常任理事会に諮ったうえ
総会で決定する。
- (2) 常任理事は、各団体から理事1名を常任理事として選出する。
(各団体必須のこととする)また、会長が必要と認めた者を
常任理事に選任することができる。
- (3) 理事は、加盟団体ごとに構成会員10名につき1名ずつ選出する。

(任 期)

第11条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 役員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長については総会の決議により
その他の役員については、常任理事会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認めら
れたとき

(名誉会長・相談役・顧問・参与)

第13条 本会に名誉会長、相談役、顧問、参与を置くことができる。

2 名誉会長、相談役、顧問、参与は、会長が選出し、三役会、常任理事会の承認
を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役、顧問、参与は、会長の要請に応じて会議に出席し、重要事
項について助言や意見を述べるができるが、議決権を有さない。

第5章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

(総会)

- 第15条 定期(理事)総会は、毎年5月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、もしくは理事の5分の1以上から開催の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
 - 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
 - 4 議長は、会長が指名する者が務める。
 - 5 総会はすべての理事の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を持って議決する。但し、可否同数の場合は、議長の採決による。
 - 6 非常事態など会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて議決する。

(三役会)

- 第16条 三役会は、会長、副会長、理事長をもって構成する。
- 2 三役会は、会長が必要と認めたときに理事長が招集し、開催する。
 - 3 三役会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会、常任理事会に付議する事項
 - (2) 事業の運営、執行に関する事項
 - (3) その他会務に関する必要な事項

(常任理事会)

- 第17条 常任理事会は、本部役員、常任理事をもって構成する。
- 2 常任理事会は、事業計画に基づいて開催される。
 - 3 常任理事会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会、本部役員会より委任された事項
 - (2) 事業の計画及び実行に関する事項
 - (3) その他本会の運営に関する事項
- 常任理事会はすべての常任理事の2分の1以上の出席(委任を含む)
- 4 により成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の採決による。
 - 5 非常事態など会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面評決にて議決する。

第6章 会 計

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、次に掲げるものを以ってまかなう。

- (1) 加盟団体の分担金
- (2) 事業収入
- (3) 区より交付された交付金
- (4) 体協より交付される補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(分担金)

第20条 加盟団体の分担金は、構成会員1名につき年度額600円とする。

- 2 加盟団体は、前条の分担金を毎年本会の年度末までに翌年度の登録数に合わせた金額を指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 追加登録の場合は、別途定める期間の登録と指定された納入日に納入しなければならない。
- 4 既に納入された分担金については返還しないものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 会計年度の終わりに剰余金があった時は、これを翌年度に繰り越す。

(資産の管理)

第21条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は常任理事会の議決によりこれを定める。

(費用弁償)

第22条 役員または常任理事会で決定された者が会務を担った場合に支払う費用弁償に関し必要な事項は内規に定めるものとする。

(入会・退会)

第23条 加盟を希望する団体は、本会の目的に賛同し、会則を遵守する。

- 2 本会への加盟及び本会からの脱退は、常任理事の承認を得なければならない。
- 3 入会書類に必要事項を記載し提出し、期日までに分担金を納入する。
- 3 本会の運営上、下記行為が認められた場合は、会長は会員の除名または、加盟団体を脱退させることができる。
 - (1) 1年以上にわたって、分担金を未納にした場合
 - (2) 本会への協力が著しく非協力的である場合
 - (3) 本会の加盟団体及び会員との協調性に欠ける場合
 - (4) 本会の名誉及び信用を著しく失墜させる言動があった場合
 - (5) その他常任理事会で認めた場合

第7章 補則

- 第24条 本会が保有する情報は、その開示を求める区民及び会員に原則として公開するものとする。
- 第25条 本会が大会の参加資格を確認するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、内規に定め、適正に運用するものとする。
- 第26条 本会則に明文のない事項については、常任理事会の決議により執行することができる。
- 第27条 常任理事会の決議により細則を制定できる。ただし、次期総会で承認を求めなければならない。
- 第28条 本会則の改正は、総会の議決を得なければならない。
- 第29条 この会則を実施するために、内規を定めることができる。内規は、常任理事会の承認を得て実施する。
- 第30条 会長は、必要のある時は委員会を設けることができる。

付 則

- 1 本規約は、昭和54年7月29日より施行する。
- 2 本規約の改正は、昭和55年12月13日に行った。
- 3 本規約の改正は、昭和56年4月10日に行った。
- 4 本規約の改正は、昭和61年5月10日に行った。
- 5 本規約の改正は、平成5年1月23日に行った。
- 6 本規約の改正は、平成5年5月24日に行った。
- 7 本規約の改正は、平成7年5月26日に行った。
- 8 本規約の改正は、平成9年5月23日に行った。
- 9 本規約の改正は、平成12年5月21日に行った。
- 10 本規約の改正は、平成13年5月20日に行った。
- 11 本規約の改正は、平成17年5月20日に行った。
- 12 本規約の改正は、平成19年5月20日に行った。
- 13 本規約の改正は、平成21年5月17日に行った。
- 14 本規約の改正は、平成24年5月26日に行った。
- 15 本規約の改正は、平成29年5月20日に行った。
- 16 本規約の改正は、令和元年5月25日に行った。
- 17 本会則は、令和5年5月27日より施行する。

細 則

- 1 以下の専門部をもって運営する。

事務局	スポーツ振興課・体育協会への申請書・報告書の作成 大会の事前準備（募集要項作成・受付・ドロー作成・実施要項作成） HPの更新（要項・結果・その他情報の掲載）・情報配信 会議（理事会・常任理事会等）の案内・召集。
-----	--

指導部	後進の育成指導。指導方針の研究、実施。 練習方法の研究、実施。大会の運営、進行。
競技部	大会の企画に関する事項。大会運営、進行。
審判部	大会の審判員の配置。大会でのトラブルの裁定。 大会運営、進行。
事業部	大会以外の事業の運営。
専門委員	指定管理者との共催事業等に携わる。

2 以下の委員会を設置する。

代表選手選考委員会	上位大会などに派遣する足立区代表選手の 選考。
アダチフェスタ実行委員会	アダチフェスタの企画、運営。
ルール講習委員会	ルールの講習会を行う。